

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 5 年 月 日

（協議会名）新潟市地域公共交通会議

（担当：新潟市都市交通政策課）

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和 5 年度 新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

（1）背景・目的・必要性

本格的な高齢社会を迎え、本市においても、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、障がい者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が浸透していくなか、自立と共生の理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に尊重し支えあう共生社会の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、とりわけ移動の円滑化を促進することが、大きな意義をもつものであることから、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、本市としても積極的に取り組むものである。

（2）現状・課題

新型コロナウイルス感染症などを原因とした自動車利用の増加に伴い、渋滞の発生や排出ガスによる温暖化などの環境問題が発生している。そのため、更なる公共交通の利用促進を図ることが急務といえる。

また、移動の円滑化を図る上で、鉄道やバス、タクシーを含めた公共交通をバリアフリー化することが重要である。

公共交通の利用促進を図る取り組みには、定時性の確保や乗り継ぎによって生じる不便さの解消等があるが、高齢化が進む今日においては、乗り降りのしやすさを確保するための車両整備などバリアフリー化を行い、障がい者も含め、誰にとっても利用しやすい環境を作り出すことが必要である。

本市における乗合バスのバリアフリー化は、国が定める移動円滑化の促進に関する基本方針に基づき、2020年までの整備目標（総車両の約70%）を達成している。引き続き、誰もが安心して公共交通を利用できる環境を整備するために、次期目標（2025年まで）の達成に向け、バス車両、タクシー車両のバリアフリー化をより一層推進していく。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年改正）では、令和7年度までの整備目標を、バス車両については導入比率約80%、タクシー車両については、導入台数を約90,000台（各都道府県における総車両数の約25%についてユニバーサルデザインタクシー）としている。

本市において、令和5年度については、国土交通省からの募集で回答のあった事業者の導入意向台数を目標とする。

○福祉タクシー車両の導入 4台

(2) 事業の効果

ノンステップバスや福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障がい者のほか、高齢者や妊産婦、子ども連れの人など、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）を含む）の導入促進により、利用者の移動の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)

福祉タクシー車両の導入	4台	
介護タクシーつくし		: 1台
都タクシー株式会社		: 3台

(実施事業者の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

介護タクシーつくし	身体・知的・精神	… 1割引
都タクシー株式会社	身体	… 1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載） 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー の導入	10,372千円	2,400千円	千円	千円	7,972千円
	100%	23%	0%	0%	77%
合 計	10,372千円	2,400千円	千円	0 千円	7,972千円
	100%	23%	0%	0%	77%

※総事業費については見込み額であり、概算額を記載
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福祉タクシー導入								製造				導入	
							●	—————					●

※軽微な変更に係る手続の簡略化について

以上の生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について、「導入台数の削減」及び「車両サイズの縮小（変更しようとする車両の補助対象経費が当初の車両の補助対象経費を超える場合を除く。）」の変更が生じた場合には、本会議開催の有無を本会議会長に一任するとともに、変更の必要が生じた際に本会議会長が本会議開催を省略することに支障がないと認めた場合は、本会議開催を省略する。

7. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>・令和5年 月 日、新潟市地域公共交通会議を開催 (協議が調った日：令和5年 月 日)</p>	
8. 利用者等の意見の反映	
<p>・「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において意見聴取を実施 (協議が調った日：令和5年7月 日)</p>	
9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	新潟市都市政策部長
関係交通事業者・ 交通施設管理者等	新潟交通株式会社乗合バス部長 新潟県バス協会専務理事 新潟県ハイヤー・タクシー協会会長 新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理課長補佐 新潟市土木部長
地方運輸局	北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他構成員	新潟市消費者協会長 住民代表 日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長